

赤字拡大に係る課題

- 令和8年度の納付金は、仮算定時において約1億2千万円増額が見込まれている。（子ども・子育て納付金分は、別途1億2千万円分の納付が必要）
- 令和7年度税制改正により、給与収入の給与所得控除額が10万円引上げとなる（総所得が減額になる見込みであるが、現時点において正確な数値把握は困難）。

保険料改定に係る論点

- 医療分、後期高齢者支援分、介護分の保険料改定について（モデルケース参照）
- 令和8年度から賦課が始まる子ども・子育て納付金分に係る保険料算定について
→ 事務局案：都が算定する市区町村標準保険料を採用する。なお、均等割保険料については、都から統一した考えが示されていないが、百円未満を繰り上げて算定する。
- 賦課限度額が法定額より6万円解離していることについて（令和8年度は、さらに1万円増額となる見込み。ただし、本日までに子ども子育て支援金分の上限額は示されていない）

【答申の策定に向けての課題】

令和8年度は、子ども子育て支援金が新たに加わったこともあり、都から示される本算定期が遅れる可能性があり、次回審議会開催時点では市区町村標準保険料を示すことができない場合がある。